政　令

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十一月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百八十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は平成二十八年六月二十三日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年三月二十三日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　石井　啓一

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十一月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百八十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改め、同条第一号中「以下同じ。）又は」を「第三条第一項第二号において同じ。）又は」に、「同条第三項」を「同法第二条第三項」に、「以下同じ。）内」を「同号において同じ。）内」に改める。

第二条中「いう」の下に「。以下この条において同じ」を加える。

第三条第一項第二号中「休憩を含む。以下」の下に「この条において」を加え、同号イ中「含む。以下」の下に「このイにおいて」を加え、同号ニ中「以下」の下に「この条において」を加え、同号ホ及び同条第二項中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第一号中「以下」の下に「この項において」を加え、同条第三項第一号イ中「以下」の下に「このイにおいて」を加え、同号ハ中「長いす」を「長椅子」に改める。

第六条第一号中「「制限地域」を「この条において「制限地域」に改め、同号ロ中「学校」の下に「、病院」を加え、「学生等の」を削り、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「もの」の下に「（以下「保全対象施設」という。）」を加え、同条第二号中「施設」を「保全対象施設」に改め、同条第三号中「指定」の下に「及びその変更」を加え、「第一号ロに規定する施設」を「保全対象施設」に改める。

第十八条を第三十一条とする。

第十七条中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

第十六条の表の一の項中「許可（以下」の下に「この表において」を加え、同項の㈠中「第七条」を「第八条」に、「「未認定遊技機」を「この表において「未認定遊技機」に改め、同項の㈡中「第七条」を「第八条」に、「「特定未認定遊技機」を「この表において「特定未認定遊技機」に、「第十条の二」を「第十四条」に改め、同項の㈢中「第七条」を「第八条」に改め、同表の二の項中「以下」の下に「この表において」を加え、同項の㈡中「第十条の二」を「第十四条」に改め、同条を第二十九条とする。

第十五条の二第一号中「第十三条第四号」を「第十七条第四号」に改め、同条を第二十八条とし、第十五条を第二十七条とする。

第十四条第一項中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十三項第四号」に、「以下」を「次項において」に、「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第三項中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十三条の五中「第十三条各号」を「第十七条各号」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の四条を加える。

（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の指定に関する条例の基準）

第二十二条　法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域（次号において「営業所設置許容地域」という。）の指定は、次のいずれにも該当する地域内の地域について行うこと。

イ　次のいずれかに該当する地域であること。

(1)　風俗営業等密集地域

(2)　その他の地域のうち、深夜において一平方キロメートルにつきおおむね百人以下の割合で人が居住する地域

ロ　次に掲げる地域でないこと。

(1)　住居集合地域

(2)　住居集合地域以外の地域のうち、住居の用に併せて商業又は工業の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、深夜における当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの

(3)　(1)又は(2)に掲げる地域に隣接する地域（当該地域が風俗営業等密集地域に該当する場合にあつては、幹線道路の各側端から外側におおむね五十メートルを限度とする区域内の地域を除く。）

(4)　その他の地域のうち、保全対象施設（特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるものに限る。）の周辺の地域（当該保全対象施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね百メートルを限度とする区域内の地域に限る。）

二　営業所設置許容地域の指定及びその変更は、地域の特性その他の事情に応じて良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすこととならないよう配慮するとともに、当該地域における法第四十四条第一項の規定による特定遊興飲食店営業者の団体の届出の有無及び当該団体が関係特定遊興飲食店営業者に対して行う法又は法に基づく命令若しくは条例の規定の遵守のための自主的な活動にも配意すること。